

ID: 117

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町介護保険条例 第10条第3項		
例規番号	平成12年条例第12号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第10条 保険料の納付義務者は、第3条に規定する納期の末日(以下「納期限」という。)後にその保険料を納付する場合には、その納付する保険料の額に、当該納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて当該保険料の額に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の計算の基礎となる保険料の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。また、その延滞金に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 町長は、特別な事情があると認める者について、第1項の延滞金を減免することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 118

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例規名 根拠条項	木曾岬町介護保険条例 第11条第1項		
例規番号	平成12年条例第12号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (保険料の徴収猶予)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 119

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	保険料の減免							
例規名 根拠条項	木曾岬町介護保険条例 第12条第1項							
例規番号	平成12年条例第12号							
<p>【基準】</p> <p>第12条並びに木曾岬町介護保険条例施行規則第28条及び別表の規定による。 (保険料の減免)</p> <p>第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 減免を必要とする理由</p> <p>3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第28条 条例第12条第2項に規定する申請書は、介護保険料減免・徴収猶予申請書によるものとする。</p> <p>2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査し、減免の可否を決定し、介護保険料減免決定通知書(様式第41号)により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 条例第12条に規定する介護保険料の減免は、別表に定めるところによる。</p> <p>別表(第28条関係)</p> <p>介護保険料の減免</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免の対象者</th> <th>減免する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 条例第</td> <td>災害により自己(その者の</td> <td>当該者が納付すべき当該年度分の保険</td> </tr> </tbody> </table>			区分	減免の対象者	減免する額	(1) 条例第	災害により自己(その者の	当該者が納付すべき当該年度分の保険
区分	減免の対象者	減免する額						
(1) 条例第	災害により自己(その者の	当該者が納付すべき当該年度分の保険						

<p>12条第1項第1号に該当する場合</p>	<p>地方税法(昭和25年法律226号)第292条第1項第7号及び第8号に規定する控除対象配偶者及び扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)が、当該住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で前年の合計所得金額が1,000万円以下の者</p>	<p>料のうち当該事由が発生した日以降に到来する納期に係る納付額に次の区分による割合を乗じて得る額</p> <p>(1) 損害金額が当該住宅又は家財の価格の10分の5以上のとき</p> <p>ア 前年の合計所得金額が500万円以下のとき 10分の10</p> <p>イ 前年の合計所得金額が500万円を超え750万円以下のとき 10分の7.5</p> <p>ウ 前年の合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下のとき 10分の5</p> <p>(2) 損害金額が当該住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満のとき</p> <p>ア 前年の合計所得金額が500万円以下のとき 10分の8</p> <p>イ 前年の合計所得金額が500万円を超え750万円以下のとき 10分の4</p> <p>ウ 前年の合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下のとき 10分の2</p>	
<p>(2) 条例第11条第1項第2号から第4号に該当する場合</p>	<p>失業(引き続き3ヶ月以上失業又はこれに準じた者)又は廃業等により当該年の所得が前年の合計所得金額の2分の1以下で前年の合計所得金額が400万円以下の者で生活が著しく困難であると認められる者</p>	<p>当該者が納付すべき当該年度分の保険料のうち当該事由が発生した日以降に到来する納期に係る納付額に次の区分による割合を乗じて得た額</p> <p>(1) 前年の合計所得金額が100万円以下のとき10分の10</p> <p>(2) 前年の合計所得金額が200万円以下のとき 10分の5</p> <p>(3) 前年の合計所得金額が300万円以下のとき 10分の3</p> <p>(4) 前年の合計所得金額が400万円以下のとき 10分の2</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>15日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和3年7月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 121

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	徴収猶予の取消し		
例規名 根拠条項	木曾岬町介護保険条例施行規則 第27条第1項		
例規番号	平成14年規則第1号		
【基準】			
第27条の規定による。 (徴収猶予の取消し)			
第27条 町長は、前条の規定により保険料の徴収猶予を受けた者が、その後において徴収猶予を決定した理由が消滅した場合は、徴収猶予を取り消すことができる。			
2 町長は、前項の規定により徴収猶予の取り消しをしたときは、介護保険料徴収猶予取消通知書(様式第40号)により当該被保険者に通知するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 122

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例 第5条本文		
例規番号	平成21年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第5条並びに木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用者)</p> <p>第4条 施設を使用できる者は、本町に居住する者とする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、その他の者にも使用させることができる。 (使用の許可)</p> <p>第5条 施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可せず、又は許可を取り消すものとする。</p> <p>(1) 公益を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) 管理上支障があるとき。 (4) その他町長が不相当と認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 125

担当部署: 住民課

処分の概要	許可証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第18条		
例 規 番 号	平成5年条例第22号		
【基準】			
第18条の規定による。 (許可証の再交付)			
第18条 前3条の規定に基づき許可又は指定を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者等」という。)は、許可証又は指定証(以下「許可証等」という。)を亡失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、その再交付を町長に申請することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 127

担当部署: 住民課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町立火葬場の設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例規番号	昭和47年条例第31号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の許可)</p> <p>第4条 火葬場を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団員の利益になると認めるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があるとき。</p> <p>3 町長は、第1項の許可に際して、火葬場の管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 129

担当部署: 住民課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町立火葬場の設置及び管理に関する条例 第7条		
例 規 番 号	昭和47年条例第31号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第7条 町長は、町の住民で、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者、又はその他特別の理由によりその必要があると認める者に対しては、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 130

担当部署: 住民課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	木曾岬町立火葬場の設置及び管理に関する条例 第8条ただし書		
例規番号	昭和47年条例第31号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用料の不還付) 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 133

担当部署: 住民課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町営墓地の設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成19年条例第9号		
【基準】			
第5条及び第6条並びに木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用の資格)			
第5条 町営墓地を使用しようとする者は、次の各号に該当する者で、かつ、墓地の祭しを主宰する者でなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。			
(1) 本町に住所を有する者			
(2) 公共事業の施行に伴い墓地の移転を要する者			
(使用の許可)			
第6条 町営墓地を使用しようとする者は、町長に申請し、許可を受けなければならない。			
2 町長は、前項の許可について管理上必要な条件を付することができる。			
3 町長は、第1項の許可をしたときは、墓地使用許可証を交付するものとする。			
(公の施設の利用における制限)			
第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 135

担当部署: 住民課

処分の概要	永代使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	木曾岬町営墓地の設置及び管理に関する条例 第7条第3項ただし書		
例規番号	平成19年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び木曾岬町営墓地の設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定による。 (永代使用料)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める永代使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料は、墓地使用許可証の交付を受ける際にその全額を納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第10条 条例第7条第3項ただし書の規定は、前条第2項に規定する墓地返還承認が決定された場合に適用し、その還付の割合は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 使用許可を受けた日から1箇月以内に墓地を返還する場合 当該墓地の使用料の全額</p> <p>(2) 使用許可を受けた日から1年以内に墓地を返還する場合 当該墓地の使用料の50パーセント</p> <p>(3) 使用許可を受けた日から2年以内に墓地を返還する場合 当該墓地の使用料の30パーセント</p> <p>2 前項の還付を受けようとする者は、墓地使用料還付申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項の申請があったときは、必要な調査を行い、その適否を決定し、墓地使用料還付(承認・不承認)決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 136

担当部署: 住民課

処分の概要	使用権の承継の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町営墓地の設置及び管理に関する条例 第11条		
例 規 番 号	平成19年条例第9号		
【基準】			
第11条の規定による。 (使用権の承継)			
第11条 使用者が死亡その他の理由により墓地の祭しを主宰することができないときは、当該使用者の親族で、町長の許可を得た者が、墓地を使用する権利(以下「使用権」という。)を承継することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 138

担当部署: 住民課

処分の概要	使用許可証の再交付		
例規名 根拠条項	木曾岬町営墓地の設置及び管理に関する条例施行規則 第4条第2項		
例規番号	平成19年規則第4号		
【基準】 第4条の規定による。 (使用許可証) 第4条 条例第6条第3項に規定する使用許可証は、(様式第2号)のとおりとする。 2 前項の使用許可証の交付を受けた者が、当該使用許可証を紛失又は汚損したときは、墓地使用許可証再交付申請書(様式第3号)を提出し、再交付を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 139

担当部署: 住民課

処分の概要	使用墓地の返還の承認		
例規名 根拠条項	木曾岬町営墓地の設置及び管理に関する条例施行規則 第9条		
例規番号	平成19年規則第4号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (使用墓地の返還)</p> <p>第9条 墓地の使用許可を受けた者が、当該墓地を使用しないで返還しようとするときは、墓地返還申請書(様式第5号)に墓地使用許可証を添えて町長に提出するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の申請があったときは、必要な調査を行い墓地返還(承認・不承認)決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 141

担当部署: 住民課

処分の概要	除去の承諾		
例規名 根拠条項	木曾岬町あき地等に繁茂した雑草の除去に関する条例施行規則 第10条		
例規番号	昭和52年規則第2号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (承諾の決定)</p> <p>第10条 町長は、前条の申出があったときは、申出の内容について調査し、承諾の可否を決定してその結果をあき地に繁茂した雑草の除去承諾書(様式第5号)又はあき地に繁茂した雑草の除去不承諾通知書(様式第6号)により申出者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 144

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町農業集落排水事業分担金の徴収に関する条例 第7条第1項		
例 規 番 号	昭和60年条例第13号		
【基準】			
第7条の規定による。 (分担金の徴収猶予)			
第7条 町長は、受益者が災害その他の事故により分担金を納付することが困難であると認められる場合には、1年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができる。			
2 前項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予した期間内にその猶予した金額を納付することができないやむを得ない事由があると認めるときはその期間を延長することができる。ただし、その者につき前項の規定により徴収を猶予した期間と合わせて2年を超えることができない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 145

担当部署: 建設課

処分の概要	排水設備計画の確認及び変更確認		
例規名 根拠条項	木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	昭和63年条例第28号		
【基準】 第8条の規定による。 (排水設備計画の確認) 第8条 使用者は、排水設備の新設、増設、改造又は撤去(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、あらかじめその計画について、町長の承認を受けなければならない。承認を受けた計画を変更しようとするときも同様とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 146

担当部署: 建設課

処分の概要	排水設備等の工事検査		
例規名 根拠条項	木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第12条第1項		
例規番号	昭和63年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (排水設備等の工事検査)</p> <p>第12条 排水設備等の新設等を行った指定工事店は、その工事を完了した日から1週間以内にその旨を町長に届け出て検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の検査に合格したときは、町長は検査済証を交付するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 148

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第14条第1項ただし書		
例規番号	昭和63年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第14条の規定による。 (使用料)</p> <p>第14条 使用者は、農業集落排水処理施設の維持管理に要する費用として使用料を納めなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めた者については、使用料の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>2 前項の使用料のうち個人の使用料については、別表第3に定めるところにより算定した合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。その額に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。</p> <p>3 第1項の使用料のうち法人の使用料については、2,900円に、その使用する口数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 153

担当部署: 建設課

処分の概要	加入分担金の減免																									
例規名 根拠条項	木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第18条第1項																									
例規番号	昭和63年条例第28号																									
<p>【基準】</p> <p>第18条並びに木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第14条及び別表の規定による。</p> <p>(加入分担金の減免)</p> <p>第18条 国又は地方公共団体が公共の用に供する施設については、分担金を徴収しないものとする。</p> <p>2 前項のほか、その状況により特に減免する必要があると認められる施設については別に定める。</p> <p>(加入分担金の減免)</p> <p>第14条 条例第18条第2項に規定する加入分担金の減免する必要がある施設の基準は、別表に定めるところによる。</p> <p>2 前項により加入分担金の減免を受けようとする受益者は、農業集落排水加入分担金減免申請書(様式第7号)を、町長に提出しなければならない。</p> <p>別表(第14条関係)</p> <p>農業集落排水加入分担金減免基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>該当する用途</th> <th>減免率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し、管理する施設</td> <td>幼稚園、小・中学校等</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設</td> <td>保育園、特別養護老人ホーム等</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に定める施設</td> <td>病院</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>(4) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している施設</td> <td>郵政事業、上水道施設</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>(5) 地区又は自治会が所有又は使用する施設</td> <td>集会所</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>(6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号の生活扶助世帯</td> <td></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>(7) 町長が特に減免する必要があると認めたもの</td> <td></td> <td>町長が定める率</td> </tr> </tbody> </table>			対象	該当する用途	減免率(%)	(1) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し、管理する施設	幼稚園、小・中学校等	75	(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設	保育園、特別養護老人ホーム等	75	(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に定める施設	病院	25	(4) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している施設	郵政事業、上水道施設	25	(5) 地区又は自治会が所有又は使用する施設	集会所	100	(6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号の生活扶助世帯		100	(7) 町長が特に減免する必要があると認めたもの		町長が定める率
対象	該当する用途	減免率(%)																								
(1) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し、管理する施設	幼稚園、小・中学校等	75																								
(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設	保育園、特別養護老人ホーム等	75																								
(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に定める施設	病院	25																								
(4) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している施設	郵政事業、上水道施設	25																								
(5) 地区又は自治会が所有又は使用する施設	集会所	100																								
(6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号の生活扶助世帯		100																								
(7) 町長が特に減免する必要があると認めたもの		町長が定める率																								
標準処理期間	15日																									
備考																										

設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 155

担当部署: 産業課

処分の概要	賦課徴収の延期等		
例規名 根拠条項	木曾岬町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 第6条		
例規番号	昭和54年条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (賦課徴収の延期等)</p> <p>第6条 町長は、天災その他特別の事情があると認める場合には、賦課(第2条第3項に規定するものを除く。)の徴収を延期し、又は賦課を減免することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 156

担当部署: 産業課

処分の概要	助成金の決定		
例規名 根拠条項	木曾岬町農道舗装新設工事費の助成に関する条例 第4条第2項		
例規番号	昭和56年条例第18号		
【基準】			
第2条及び第4条の規定による。 (対象事業)			
第2条 この条例による助成の対象となる事業は、国及び県の補助事業に該当するもので、前条の目的に供するものに限りこの条例を適用するものとする。 (助成金の申請及び決定)			
第4条 前条の助成を受けようとする事業主体は、規則の定めるところにより町長に申請しなければならない。			
2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成金を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 158

担当部署: 産業課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例 第3条第1項		
例規番号	昭和59年条例第20号		
【基準】			
第3条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用の許可)			
第3条 多目的施設を使用しようとする者は、木曾岬町長の許可を受けなければならない。			
2 町長は、前項の使用許可をするに当たっては、使用の目的、範囲、期間及びその他管理上必要な条件を付することができる。			
(公の施設の利用における制限)			
第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 161

担当部署: 産業課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	昭和59年条例第20号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料の減免) 第7条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減じ又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 162

担当部署: 産業課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例 第8条ただし書		
例 規 番 号	昭和59年条例第20号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 既に納入した使用料は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 163

担当部署: 総務政策課

処分の概要	奨励措置対象の施設等の指定		
例規名 根拠条項	木曾岬町企業誘致促進条例 第4条第1項		
例規番号	令和元年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第4条の規定による。 (奨励措置の対象)</p> <p>第3条 第5条に規定する奨励措置を受けようとする事業者(以下「奨励措置対象事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。</p> <p>(1) 町内において新增設する事業所の土地の面積が20,000平方メートル以上(増設の場合は既存施設面積を含む。)であり、かつ事業所の施設等の建ぺい率が40パーセント以上(増設の場合は既存施設を含む。)であること。</p> <p>(2) 新增設のための投下固定資産総額が7億円以上であること。(増設の場合は、新たな投下固定資産総額をいう。)</p> <p>(3) 事業者が本町の固定資産税の課税免除を受けていないこと。</p> <p>(4) 事業者が町税を滞納していないこと、その他規則で定める要件に適合していること。 (奨励措置対象の施設等の指定)</p> <p>第4条 奨励措置対象事業者は、前条に掲げる要件を満たした場合に、規則で定めるところにより、町長に申請し、奨励措置対象の施設等の指定を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、この条例の目的に適合すると認めるときは、当該奨励措置対象の施設等を奨励措置指定対象施設(以下「指定施設」という。)として指定するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、申請された施設等が複数ある場合は、当該施設等の新增設に係る事業目的を基準として、事業ごとに指定を行うものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 164

担当部署: 総務政策課

処分の概要	奨励金の決定						
例規名 根拠条項	木曾岬町企業誘致促進条例 第6条第1項						
例規番号	令和元年条例第22号						
<p>【基準】</p> <p>第5条及び第6条の規定による。 (奨励措置)</p> <p>第5条 町長は、前条の規定により指定を受けた奨励措置対象事業者(以下「指定事業者」という。リース資産がある場合は主事業者に限る。)に対し、予算の範囲内で立地奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することができる。</p> <p>2 前項の奨励金の額は、各年度ごとに次の表に定める額とし、総額で3億円を限度とする。</p> <table border="1" data-bbox="221 781 1362 1097"> <thead> <tr> <th>対象年度</th> <th>奨励金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定施設が操業を開始した日以後において最初に当該指定施設に係る固定資産税が課された年度(以下「基準年度」という。)から5年度分に限る。</td> <td> 当該年度の指定施設に係る固定資産税額に対し ・基準年度から3年間は3分の2に相当する額 ・基準年度から4年目、5年目は2分の1に相当する額 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(奨励金の申請及び決定)</p> <p>第6条 指定事業者が前条の奨励金の交付を受けようとするときは、当該年度の指定施設に係る固定資産税を完納後に、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則で定めるところにより、指定事業者(リース資産がある場合は主事業者。)に対し奨励金の交付決定を行うものとする。</p>				対象年度	奨励金額	指定施設が操業を開始した日以後において最初に当該指定施設に係る固定資産税が課された年度(以下「基準年度」という。)から5年度分に限る。	当該年度の指定施設に係る固定資産税額に対し ・基準年度から3年間は3分の2に相当する額 ・基準年度から4年目、5年目は2分の1に相当する額
対象年度	奨励金額						
指定施設が操業を開始した日以後において最初に当該指定施設に係る固定資産税が課された年度(以下「基準年度」という。)から5年度分に限る。	当該年度の指定施設に係る固定資産税額に対し ・基準年度から3年間は3分の2に相当する額 ・基準年度から4年目、5年目は2分の1に相当する額						
標準処理期間	30日						
備考							
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日				

ID: 166

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の還付承認		
例規名 根拠条項	木曾岬町道路占用料徴収条例 第3条第4項ただし書		
例規番号	平成11年条例第10号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (占用料の徴収方法)</p> <p>第3条 占用料は、法第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者(以下「占用者」という。)から徴収する。</p> <p>2 占用料は、道路の占用を許可した際その全額を徴収する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、占用期間が2年以上にわたる場合にあっては、年額により毎会計年度の初めに徴収する。</p> <p>4 すでに納付した占用料は、還付しない。ただし、法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消した場合は、この限りでない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 167

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町道路占用料徴収条例 第4条		
例規番号	平成11年条例第10号		
【基準】	<p>第4条の規定による。 (占用料の減免)</p> <p>第4条 町長は、次の各号に掲げる占用物件(法第40条に規定する占用物件をいう。以下同じ。)に係る占用料については、第2条の規定にかかわらず、免除するものとする。</p> <p>(1) 法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第19条に規定するものを除く。)及び地方公共団体の行う事業に係るもの</p> <p>(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設</p> <p>(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び道路横断電話線並びに各戸引込線</p> <p>(4) 占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線</p> <p>(5) 水道法(昭和32年法律第177号)の規定に基づいて設ける水管</p> <p>(6) 側溝、路端又はのり面に鉄板、板等を常置する軽易な通路</p> <p>(7) 農道、林道その他公共の用に供する通路</p> <p>(8) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件</p> <p>(9) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合自動車事業」という。)に係る待合所</p> <p>2 町長は、次の各号に掲げる占用物件に係る占用料については、第2条の規定にかかわらず、規則で定める額を減額するものとする。</p> <p>(1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者の設けるガス管</p> <p>(2) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場</p> <p>3 前2項に規定するもののほか町長が特に必要と認めた場合は、第2条に定める占用料の額を減免することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 170

担当部署: 建設課

処分の概要	権利譲渡等の承認		
例規名 根拠条項	木曾岬町道路占用規則 第11条ただし書		
例規番号	平成11年規則第6号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (他人に使用させることの制限)</p> <p>第11条 占有者は、その権利を他の者に転貸し、又は譲渡することができない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 172

担当部署: 建設課

処分の概要	街路市の占用の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町道路占用規則 第23条		
例規番号	平成11年規則第6号		
【基準】			
第23条、第26条及び第28条の規定による。 (街路市)			
第23条 町長は、道路のうち商品を出品する日及び区域(以下「街路市」という。)を定めてその占用を許可する。 (占用の不許可)			
第26条 町長は、申請者が次の各号の1に該当すると認めるときは、街路市の占用を許可しない。			
(1) 街路市の信用を著しく傷つけた者又はそのおそれがある者			
(2) 喧騒な行為をしたり又は公安を害するおそれがある者			
(3) その他町長が不相当と認める者			
(占用面積)			
第28条 街路市の占用許可は、申請者1世帯について1店舗とし、その幅員は、3メートル以内とする。ただし、町長において特に必要があると認めた場合は、この限りでない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 173

担当部署: 建設課

処分の概要	臨時出店の登録		
例規名 根拠条項	木曾岬町道路占用規則 第25条		
例規番号	平成11年規則第6号		
<p>【基準】</p> <p>第25条の規定による。 (臨時出店登録の申請)</p> <p>第25条 臨時に出店しようとする者は、街路市臨時出店登録申請書(様式第6号)に前条第1号から第3号までに定める書類を添えて町長に提出し、あらかじめ登録をしなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 175

担当部署: 建設課

処分の概要	入居の決定
例規名 根拠条項	木曾岬町営住宅管理条例 第8条第2項
例規番号	平成25年条例第9号
<p>【基準】</p> <p>第6条から第9条まで及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (入居者の資格)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人等にあつては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあつては第5号から第6号まで)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2) 現に町内に住所又は勤務場所を有すること。</p> <p>(3) 過去において町営住宅に入居していた者にあつては、当該住宅の家賃を滞納していないこと。</p> <p>(4) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合等 214,000円</p> <p>イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該被害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>2 前項に規定する「老人等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) 60歳以上の者</p> <p>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度である者</p> <p>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p>	

- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である者
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当する者
- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
- 3 町長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 4 町長は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村に意見を求めることができる。
- 5 第1項第4号アに規定する「入居者が身体障害者である場合等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がある場合
- ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が第2項第2号で定める程度である者
- イ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が第2項第3号で定める程度である者
- ウ 第2項第4号、第6号又は第7号に該当する者
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
(入居者資格の特例)
- 第7条 町営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止により、当該町営住宅の明け渡しをしようとする入居者が、当該明け渡しに伴い、他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。
- 2 前条第1項第4号イに掲げる町営住宅の入居者は、同項各号(同項に規定する老人等にあつては、同項第2号から第6号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を町営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

3 町長は、借上げに係る町営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該町営住宅の借上げの期間の満了時に当該町営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な事由による立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 町長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(公の施設の利用における制限)

第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 176

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の減免等		
例規名 根拠条項	木曾岬町営住宅管理条例 第17条(第32条第3項、第34条第3項及び第55条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成25年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第17条の規定による。 (家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第17条 町長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 179

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町営住宅管理条例 第19条第3項(第32条第3項、第34条第3項、第47条及び第55条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成25年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第19条の規定による。 (督促、延滞金の徴収)</p> <p>第19条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</p> <p>2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 182

担当部署: 建設課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町営住宅管理条例 第44条第2項		
例規番号	平成25年条例第9号		
【基準】			
<p>第44条及び第45条並びに木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第44条 町長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 町長は、前項の許可に条件を附することができる。 (使用手続)</p> <p>第45条 社会福祉法人等は、前条の規定により町営住宅を使用しようとするときは、町長の定めるところにより、町営住宅の使用目的、使用期間その他当該町営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、町長の許可を申請しなければならない。</p> <p>2 町長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに町営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。</p> <p>3 社会福祉法人等は、前項の規定により、町営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、町長の定める日までに町営住宅の使用を開始しなければならない。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 185

担当部署: 建設課

処分の概要	みなし特定公共賃貸住宅としての使用の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町営住宅管理条例 第51条		
例規番号	平成25年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第51条及び第53条並びに木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第51条 町長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により町営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該町営住宅をこれらの者に使用させることができる。</p> <p>(入居者資格)</p> <p>第53条 第51条の規定により、町営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「法律施行規則」という。)第6条に定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)がある者</p> <p>(2) 法律施行規則第7条各号に定める者</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 187

担当部署: 建設課

処分の概要	敷地の目的外使用の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町営住宅管理条例 第58条		
例規番号	平成25年条例第9号		
【基準】			
第58条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (敷地の目的外使用)			
第58条 町長は、町営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。			
(公の施設の利用における制限)			
第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 189

担当部署: 建設課

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町都市公園条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第1号		
【基準】			
第4条の規定による。 (行為の制限)			
第4条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。			
(1) 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。			
(2) 業として写真又は映画を撮影すること。			
(3) 興行を行うこと。			
(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。			
2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。			
3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。			
4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。			
5 町長は、第1項又は第3項の許可に公園管理上必要な範囲内で条件を付することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 190

担当部署: 建設課

処分の概要	行為の変更許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町都市公園条例 第4条第3項		
例規番号	平成16年条例第1号		
【基準】			
第4条の規定による。 (行為の制限)			
第4条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。			
(1) 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。			
(2) 業として写真又は映画を撮影すること。			
(3) 興行を行うこと。			
(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。			
2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。			
3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。			
4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限って、同項又は前項の許可を与えることができる。			
5 町長は、第1項又は第3項の許可に公園管理上必要な範囲内で条件を付することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 192

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町都市公園条例 第12条		
例規番号	平成16年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公益上使用するとき。</p> <p>(2) その他町長が適当と認めるとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 193

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	木曾岬町都市公園条例 第13条ただし書		
例規番号	平成16年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責でない理由によって許可を受けた行為ができないとき。</p> <p>(2) 公益上又は公園の管理上、その許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 使用者がその許可の取消しを願い出て相当な理由があると認め町長が許可を取り消したとき。</p> <p>(4) その他町長が適当と認めたとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 196

担当部署: 建設課

処分の概要	排水設備等の計画の確認		
例規名 根拠条項	木曾岬町公共下水道条例 第5条第1項		
例規番号	平成5年条例第19号		
【基準】			
<p>第5条の規定による、 (排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に、必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 197

担当部署: 建設課

処分の概要	排水設備等の計画の変更確認		
例規名 根拠条項	木曾岬町公共下水道条例 第5条第2項		
例規番号	平成5年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に、必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 198

担当部署: 建設課

処分の概要	排水設備等の工事の検査		
例規名 根拠条項	木曾岬町公共下水道条例 第7条第1項		
例規番号	平成5年条例第19号		
【基準】			
第7条の規定による。 (排水設備等の工事の検査)			
第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から7日以内に到着するようにその旨を町長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、町の職員の検査を受けなければならない。			
2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。			
3 前項の検査済証の様式は、規則で定める。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 201

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町公共下水道条例 第17条第1項ただし書		
例規番号	平成5年条例第19号		
【基準】			
第17条及び木曾岬町公共下水道条例施行規則第12条の規定による。 (使用料)			
第17条 町長は、使用者の公共下水道の使用について、使用料を徴収する。ただし、町長が特別の事由があると認めた者については、使用料の一部又は全部を免除することができる。			
2 前項の使用料のうち個人の使用料については、別表に定めるところにより算定した合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。その額に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。			
3 第1項の使用料のうち法人の使用料については、2,900円に、その使用する口数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。			
(使用料の減免)			
第12条 条例第17条第1項の規定により、使用料の減免を受けることができる者は、次のとおりとする。			
(1) 天災その他特別の事情がある者			
(2) 生活保護法による保護を受ける者及びこれに準ずる者			
(3) その他、町長が特に減免する必要があると認めた者			
2 前項の規定に該当する者で、使用料の減免を受けようとする者は、排水施設使用料減免申請書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204

担当部署: 建設課

処分の概要	加入負担金の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町公共下水道条例 第22条		
例規番号	平成5年条例第19号		
【基準】			
第22条並びに木曾岬町公共下水道条例施行規則第14条及び別表の規定による。 (加入負担金の減免)			
第22条 国又は地方公共団体が公共の用に供する施設については、負担金を徴収しないものとする。			
2 前項のほか、その状況により特に減免する必要があると認められる施設については別に定める。			
(加入負担金の減免)			
第14条 条例第22条第2項に規定する加入負担金の減免する必要がある施設の基準は、別表に定めるところによる。			
2 前項により加入負担金の減免を受けようとする受益者は、加入負担金減免申請書(様式第12号)を、町長に提出しなければならない。			
別表(第14条関係)			
下水道加入負担金減免基準			
	対象	該当する用途	減免率(%)
	(1) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置し、管理する施設	幼稚園、小・中学校等	75
	(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設	保育園、特別養護老人ホーム等	75
	(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に定める施設	病院	25
	(4) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している施設	郵政事業、上水道施設	25
	(5) 地区又は自治会が所有又は使用する施設	集会所	100
	(6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号の生活扶助世帯		100
	(7) 町長が特に減免する必要があると認めたもの		町長が定める率
標準処理期間	15日		
備考			

設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206

担当部署: 建設課

処分の概要	指定工事店の指定		
例規名 根拠条項	木曾岬町下水道排水設備指定工事店規則 第3条		
例規番号	平成11年規則第7号		
【基準】	<p>第3条の規定による。 (指定工事店の指定)</p> <p>第3条 木曾岬町公共下水道条例第6条又は木曾岬町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第11条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、町長が指定工事店として指定するものとする。</p> <p>(1) 責任技術者が1人以上専属していること。 (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 三重県、愛知県内に営業所があること。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 工事業者(法人にあっては、代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合 イ 工事業者(法人にあっては、代表者)が禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない場合 ウ 指定工事店が第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合 エ 工事業者(法人にあっては、代表者)が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合 オ 工事業者がその事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 カ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合</p> <p>2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207

担当部署: 建設課

処分の概要	指定工事店証の再交付		
例規名 根拠条項	木曾岬町下水道排水設備指定工事店規則 第5条第3項		
例規番号	平成11年規則第7号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (指定工事店証)</p> <p>第5条 町長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、木曾岬町下水道排水設備指定工事店証(様式第3号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。</p> <p>2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内に掲げなければならない。</p> <p>3 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに様式第4号による申請書を町長に提出して再交付を受けなければならない。</p> <p>4 指定工事店は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく町長に指定工事店証を返納しなければならない。また、第10条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 208

担当部署: 建設課

処分の概要	指定の更新		
例規名 根拠条項	木曾岬町下水道排水設備指定工事店規則 第8条第1項		
例規番号	平成11年規則第7号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第8条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、町長の指定する日までに様式第1号による申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第4条第2項第4号、第6号及び第7号の書類を添付する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 210

担当部署: 建設課

処分の概要	負担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	木曾岬町公共下水道事業受益者負担に関する条例 第8条		
例規番号	平成4年条例第28号		
【基準】			
第8条並びに木曾岬町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第6条及び別表の規定による。			
(負担金の徴収猶予)			
第8条 町長は、次の各号の1に該当する場合には、負担金を猶予することができる。			
(1) 受益者が災害、盗難その他事故が生じたことにより、負担金を納付する事が困難であり、徴収猶予することが適当であると認められたとき。			
(2) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、徴収猶予することが適当であると認められるとき。			
(負担金の徴収猶予)			
第6条 条例第8条に規定する負担金の徴収猶予の基準は、別表に定めるところによる。			
2 前項の規定に基づき、負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。			
別表(第6条関係)			
下水道事業受益者負担金徴収猶予基準			
	区分	徴収猶予事由	関係書類
	1	災害により被害を受けたとき。	公の罹災証明を得られるもの
	2	受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により1年以上の長期療養を必要とするとき。	医師の診断書を得られるもの
	3	生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号の生活扶助世帯及びその他生活困窮者で町長が必要と認めたとき。	生活保護法による生活扶助世帯以外の生活困窮者については、民生委員の意見書による。
	4	前3項に定めるほか、町長が特に必要と認めたとき。	その都度町長が定める。
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211

担当部署: 建設課

処分の概要	負担金の免除		
例規名 根拠条項	木曾岬町公共下水道事業受益者負担に関する条例 第9条		
例規番号	平成4年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (負担金の免除)</p> <p>第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している施設については、負担金を徴収しないものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 213

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町公共下水道事業受益者負担に関する条例 第12条ただし書		
例規番号	平成4年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第12条 町長は、第7条第2項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金にその納付期日の翌日から納付の日までの期日の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して、徴収するものとする。ただし、納付期日までに負担金を納付しないことについてやむを得ない事由があると認めた場合においては、これを減免することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 215

担当部署: 建設課

処分の概要	助成金の決定		
例規名 根拠条項	木曾岬町下水路改修工事費の助成に関する条例 第5条第2項		
例規番号	平成2年条例第26号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第5条の規定による。 (対象事業)</p> <p>第3条 この条例による助成の対象となる事業は、原則として国及び県の補助事業に該当しない事業で、公共用地に施設されている下水路のうち、第1条の目的に供するものに限り対象事業とする。 (助成金の申請及び決定)</p> <p>第5条 前条の助成を受けようとする事業者は、規則に定めるところにより、町長に申請しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成金を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 217

担当部署: 建設課

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例規名 根拠条項	木曾岬町給水条例 第5条第1項		
例規番号	平成10年条例第17号		
【基準】			
第5条の規定による。 (給水装置の新設等の申込み)			
第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。			
2 給水区域内において開発行為等を行うものは、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、町長の同意を得なければならない。			
3 前項について必要な事項は、町長が別に定める。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 218

担当部署: 建設課

処分の概要	工事の検査		
例規名 根拠条項	木曾岬町給水条例 第7条第2項		
例規番号	平成10年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (工事の施工)</p> <p>第7条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、町長の許可を得たときは、あらかじめ町の審査に合格した設計に基づき、申込者側で施行することができる。この場合における設計及び施行について必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>4 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 222

担当部署: 建設課

処分の概要	料金等の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町給水条例 第35条		
例規番号	平成10年条例第17号		
【基準】 第35条の規定による。 (料金、手数料等の軽減又は免除) 第35条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 224

担当部署: 建設課

処分の概要	指定の決定
例規名 根拠条項	木曾岬町指定給水装置工事事業者規程 第5条
例規番号	平成10年規程第2号
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第5条の規定による。 (指定の申請)</p> <p>第4条 給水条例第7条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。</p> <p>2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1号による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名</p> <p>(2) 給水条例第2条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号</p> <p>(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数</p> <p>(4) 事業の範囲</p> <p>3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し</p> <p>4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2号によるものとする。 (指定の基準)</p> <p>第5条 町長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>(2) 次に定める機械器具を有する者であること。</p> <p>ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具</p> <p>イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具</p> <p>ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具</p> <p>エ 水圧テストポンプ</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>エ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者</p>	

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 225

担当部署: 建設課

処分の概要	指定の更新		
例規名 根拠条項	木曾岬町指定給水装置工事事業者規程 第5条の2第1項		
例規番号	平成10年規程第2号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の2の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第5条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 226

担当部署: 建設課

処分の概要	指定工事業者証の再交付		
例規名 根拠条項	木曾岬町指定給水装置工事事業者規程 第6条第5項		
例規番号	平成10年規程第2号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (指定工事業者証の交付)</p> <p>第6条 町長は、第4条第1項の指定及び前条第1項の指定の更新を行ったときは、速やかに指定工事業者に木曾岬町指定給水装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。</p> <p>2 指定工事業者は、指定の更新の決定がされたとき、又は指定の効力が失われたときは、その効力を失った指定工事業者証を管理者に返納するものとする。</p> <p>3 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を町長に返納するものとする。</p> <p>4 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を町長に提出するものとする。</p> <p>5 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日